

令和8年9月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	9月1日	タブレット端末外運用保守業務委託（令和8年度導入校）	株式会社ライオン事務器 東京本店	15,840,000	本件は、墨田区の学校ネットワーク等との接続やIPアドレスなどの設定情報が必要であるが、当該ネットワークに係る設定情報等は、セキュリティ確保の観点から当該ネットワークを設計・構築した指定事業者以外に開示しないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
2	9月1日	2線エリアレイアウト変更に伴う番号発券機器の移設及び設定に係る作業委託	株式会社明光商会	1,675,300	本件は移設対象機器の機器構成や設定情報を熟知していることはもとより、窓口サービスに支障がないよう短期間で遅滞なく速やかに作業を完遂する必要がある。 そのため、現行稼働機器の設計・構築及び保守を実施している指定事業者以外は履行することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
3	9月3日	窓口業務RPAシナリオ導入支援及び運用支援業務委託	株式会社ジーシー 東京支社	13,191,200	指定事業者は、本RPAツールの運用対象であるソフトウェア「e-SUITE」の開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
4	9月7日	タクシー・燃料助成券の所得基準額変更に伴う障害・高齢福祉情報システムの改修委託	株式会社アイネス 公共ソリューション本部	1,045,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
5	9月8日	住居表示各種表示板取付委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	1,500,600	指定事業者は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	窓口課
6	9月9日	戸籍の附票システムに旧氏（振仮名含む）を記載するために必要な機能追加改修委託	株式会社両毛システムズ 東京支社	1,320,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
7	9月9日	住民票記載事項通知直接連携機能追加改修委託	株式会社両毛システムズ 東京支社	1,848,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
8	9月11日	墨田区学習状況調査（マネジメント推進校検証分）実施委託（単価契約）	東京書籍株式会社 東京支社	単価契約	本業務は、令和8年度「墨田区学習状況調査委託（単価契約）」で調査を実施した学校の一部について、改めて調査を実施し、児童・生徒の学力伸長、授業改善の効果等の比較検証を目的としている。 指定事業者は、上記業務を受託した事業者であるため、前回調査と同一水準での問題文の作成が可能であり、児童・生徒の学力の伸びについて確認することができる。また、墨田区学力向上新3か年計画（第4次）における数値目標の設定及び検証に必要不可欠な基礎データの提供が可能な唯一の事業者である。 仮に他の事業者が履行した場合、同一の水準での比較検証ができないほか、行政計画と整合をとった目標値を設定できないため、本契約の目的を達成することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	すみだ教育研究所
9	9月15日	融資システム改修委託	株式会社オプティマ	1,427,800	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	経営支援課
10	9月15日	令和9年度税制改正に伴う確定申告受付システムの改修委託	株式会社ジーシー 東京支社	2,310,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	税務課
11	9月18日	墨田区AⅠ相談支援システム保守・運用委託	株式会社アイネス 公共ソリューション本部	3,696,000	指定事業者は、本件の保守対象である当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援総合センター
12	9月28日	夜間等管理業務委託（すみだボランティアセンター）	公益社団法人シルバー人材センター	1,584,798	指定事業者は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項の規定により指定を受けたシルバー人材センターであり、本件は、当該指定業者から役務提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	地域福祉課
13	9月29日	機械警備委託（墨田中学校外）	セコム株式会社	1年あたり@4,992,240	本件施設には、指定業者の警報機器等が既に設置されている。他の事業者が本件を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生じるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
14	9月29日	機械警備委託（緑小学校外）	セコム株式会社	1年あたり@9,408,960	本件施設には、指定業者の警報機器等が既に設置されている。他の事業者が本件を実施するには、現行機器の撤去及び当該事業者の機器の設置に要する期間並びに費用が生じるため、現行機器を継続利用することが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
15	9月29日	すみだ音楽大使PR業務委託	公益財団法人新日本フィル ハーモニー交響楽団	2,640,000	本業務は、「すみだ音楽大使」のPRにより、すみだトリフォニーホールを核とした本区の音楽都市づくりのさらなる推進を図ることを目的としている。 指定事業者は、当該ホールを拠点とし、本区とフランチャイズの覚書を締結していることから、本区の音楽振興事業に理解が深いため、音楽大使のPRに効果的な企画・調整を行うことのできる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課